

機関紙 たいとう に
皆様の記事をお寄せ下さい!

採用された方に
500円分クオカードを
プレゼントします。

たいとう

東京土建一般労働組合

台東支部

〒110-0012 台東区竜泉1-15-2

Tel:03-3876-1966 Fax:03-3875-5965

Mail:taitou@tokyo-doken.or.jp

HP:http://doken-taito.jp

編集 遠藤 顕寛

コロナ再拡大の今こそ、 つながりを大切にしたい



寺山委員長、あさがお遠藤会長、
イトシバ-小宮会長による鏡開き

1月22日上野・東天紅の鳳凰の間に
おいて、2年振りに新春交歓会を開催
しました。コロナ感染防止対策を充
分に施したうえで、挨拶や表彰を中
心に行いました。

コロナ感染再拡 党や共闘団体からの祝
大など諸問題が 電が紹介されました。
ある中、組合員 その後組織拡大行動に
から様々な意見 対する表彰式が行われ
もありましたが、ました。各分会の皆様、
時間の短縮や規 本当にご苦労様でした。
模を縮小しての 本年も組織拡大、組織
開催となりまし 強化への協力をお願い
た。宴席での飲 します。
食は行わず、式 式典は役員・書記局
典のみとしまし のスムーズな運営によ
た。本部、東部 り、当初予定通り1時
ブロックからの 間程度で終わりました。
来賓挨拶が手短 東天紅自慢の中華料理
に行われ、各政 の冷凍パックをおみや

げにもらい、
お祝い気分
で帰路に着
きました。
中身はエビ
のチリソー
ス煮、黒酢
の酢豚、シウマ
イ、中華ちまきで
した。温めて早速
奥さんと頂きまし
た。大変美味しかっ
たのですが、その
反面、来年こそは
組合員の皆さんと
宴席を持ちたい気
持ちが一層強まり
ました。コロナが
年内で収束するこ
とを切に願う次第
です。
通信員 杉本良信

台東区役所へ申し入れ

公契約条例制定を迫る

1月17日、東
京地方労働組合
評議会(東京地
評)が行った自
治体キャラバン
台東区交渉に、
東京土建台東支
部として参加し
てきました。毎
年この時期に行っ
てきましたが、
昨年はコロナ渦
ということであ
るから対面での
交渉を断られて
いたため、二
年ぶりとなりま



台東区各課との交渉の様子

した。コロナ感染者が
増え始めた時期だった
ので、一週間遅れてい
れば今年も対面交渉は
できなかったかもしれ
ません。

文書による回答を実現

台東区には前もって
質問書とアンケートを
送付してあります。以
前はアンケートだけを
文書回答をして質問書
は口頭回答でしたが、
今年からは両方とも事前
に文書で回答をくれたた
め交渉時間に無駄が出
ずスムーズに交渉が進
みました。一歩前進で
すね!

交渉内容は職員の賃

金・働き方・入札・公
契約条例・区の方針等々
多岐にわたります。一
時間程度の時間ではな
かなか深い話にはなり
ませんが、東京土建と
しては公契約条例への
今後の方針・建退共・
36協定・免税業者への
インボイスの対応等を
質問し回答をもらいま
した。

直接回答を引き出す

東京地評側は複数の
団体の集まりですので
一団体が質問できる時
間が限られてしまうの
が難点ですが、区側が
各課の課長クラスを一
堂に集めて交渉に臨ん

でくれているために後
ほど担当課に聞いてお
きますという回答がほ
とんどないのがいいと
ころです。これも長年
にわたる東京地評の努
力の成果です。10年ほ
ど前は区側の出席者が
少なく、東京土建の
質問の多くは担当課に
聞いておきますという
感があります。
東京土建台東支部は
単独でも区との交渉も
行っています。自治体
キャラバンをうまく活
用させてもらいながら、
台東区との関係を深め
ていきたいと思います。
松が谷分会

K・T

年が明けての新型コ
ロナウイルス、オミク
ロン株の感染者数は増
えるばかりです。



五重塔

2022年1月30日
現在で、全国でも東京・
大阪等の大都市でも、
爆発的に増加。東京で
は1万5千人、大阪で
1万人超え、全国でも
8万人に迫る勢いとなっ
ています。都内某所で
土日の立ち仕事をす
中で、通り過ぎるラン
ナー・自転車・歩行者
にちらちらとマスクな
しや鼻出しが、目につ
く事態になりました。
昨年はほとんどの人が
普通にマスク姿でした。

日曜日である今日は
ランナーの8割がマス
クなしで、少しギョッ
として、なるべく距離
をとることに。「ゆる
み」「疲れ」もあるで
しょうが、電車内と同
じく改めて基本的な一
人一人の対策を認識し
ましょう。この号が仲
間の皆様へ届く頃には、
今よりも感染拡大が改
善されていることを願
うばかりです。

手洗い・うがい、そ
して可能な限り三密を
避けましょう。

50CCカブの旅 ～四国周遊記①～



フェリー「びざん」で四国へ

一昨年7月にパートを退職して、四国一周を計画していましたが、やっと出発できることになり、昨年10月22日有明発九州行きフェリー（四国・徳島を経由します）に50ccカブ

とともに乗込みました。今回は四国で立ち寄りたところ7ヶ所ありました。翌23日午後2時ごろに徳島で下船し、高校の同級生で現在海陽町会議員になっている叶

岡君に連絡して、17時に海部駅で待ち合わせをしました。落ち合っただけで、宿はそこそこでしたが、温泉はヌルヌルしており貸し切りみたいでとても良かったです。その晩はコンビニで買った日本酒とおつまみで早々に寝てしまいました。



旅の相棒50CCカブです

翌朝は室戸岬に向けて出発しましたが、給油していかないことに気がきました。日曜のためガソリンスタンドが営業しているか心配になりましたが、誰かに尋ねようにもお店も民家も見当たりません。幸いなことに四国は信号もほとんどなく、80キロくらい走ってもガソリンは充分に残っています。東京で走行するのと比べて、燃費が良いのでしよう。走っているうちに民家に駐車場があり、中から女性がでてくるのが見えました。あわてて停車し、日曜だけれど近所で給油できるところはないか聞いてみたところ、10キロくらい先に廃校水族館？の手前にあると教えてもらい安心してました。以下次号へ続く

東京土建国保加入の組合員の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した組合員等の保険料免除の追加申請を受付けます。

【申請期限：2022年3月18日(金) 国保組合必着】

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した組合員等の保険料免除の追加申請を受付けます。

【申請期限：2022年3月18日(金) 国保組合必着】

- ①主たる生計維持者(世帯主)が死亡または重篤な傷病を負った組合員 ⇒ 保険料(2021年7月から8カ月分)を免除
- ②建設産業の収入が2019年または2020年と比べて30%以上減少した組合員 ⇒ 保険料(4カ月～8カ月分)を免除

収入の減少率に応じて免除期間を決定します。

<2020年と比較する場合>

収入の減少率	保険料の免除期間
50%以上	2021年7月から8カ月
40%以上 50%未満	2021年9月から6カ月
30%以上 40%未満	2021年11月から4カ月

※上記に加え、2020年の合計所得が1,000万円以下および減少した収入以外の所得の合計が400万円以下である場合が対象です。

<2019年と比較する場合>

収入の減少率	保険料の免除期間
30%以上	2021年11月から4カ月

※上記に加え、2020年・2019年の合計所得がそれぞれ1,000万円以下および減少した収入以外の所得の合計がそれぞれ400万円以下である場合が対象です。

【注】収入減少の主な原因が離職・転職等によるもので、新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合は対象になりません。

【注】すでに免除が決定されている組合員の方は、免除期間を拡充します(申請不要)。また、収入が当初の見込からさらに減少したことにより、初回申請時から減少率が変化する場合は、再度申請することで変更できます。

ご自身が免除の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、ご所属の支部または東京土建国保組合資格課にお問い合わせ下さい。なお、申請の窓口はご所属の支部になります。

東京土建国国民健康保険組合 資格課(03-5348-2988)

松が谷分会 A・I



出来栄はバッチリです

書初め練習会

書道は、筆の運び、墨の濃淡、紙の質感など、様々な要素が絡み合っています。今回は、初心者の方から、上級者の方まで、幅広いレベルの方々が参加されました。先生から丁寧に指導を受け、筆を動かす楽しさや、墨の濃淡をコントロールする難しさを実感されました。また、他の参加者の方々の作品も、それぞれ個性が溢れていました。書道は、心を落ち着かせる効果があり、また、芸術的な楽しみもあります。今後も、書道を通じて、心豊かな生活を送りたいと思います。

恒例書初め練習会

25日に支部会館3Fで、女性の会による書初め練習会を開催しました。書道の先生から指導を受けることができ、広いスペースで伸び伸びとお正月の前にお題を終わらせてしまおうとの趣旨から始まった、小学生向けのイベントで、毎年行っている書初め練習会です。例年なら

恒例書初め練習会



力強い筆運び

消費税適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されるとどうなるの?

個人事業主(フリーランス)など (免税事業者の場合)	会社経営者など (一般課税事業者の場合)	経理担当者 会社員など
取引先が一般課税事業者の場合、インボイスを求められることになる。	取引先からの請求書、領収書に登録番号がないと税額控除できなくなる。どう話せばいいのかわからない...	負担が増えて大変! ●税率ごとの税額、登録番号の確認 ●登録番号の申請、適格請求書の発行 ●複雑な記帳等の事務作業 ●書類の保管等
インボイスを発行するには、課税事業者になって納税しなければならぬ... えーっと... 年間売上600万円(税込)だと、納税額は約24万円! (税引額約56万円)	インボイスでなければ負担。外注1人、月33万円(税込)とすると、控除できない税額は約3万円、10人で約30万円。どうすればいいんだ!!	インボイスで精算しろと言われたけど... ●取引先の選択 ●インボイス登録しているか事前に確認 ●経費の領収書等
●課税事業者になる ●(新たな税負担) ●免税事業者のままなら値引きを求められる ●(売上減少) ●仕事を失う	●税額控除できない ●(税負担増加) ●税額計算が大変 ●(事務負担増加)	

2023年10月よりインボイス制度の導入が予定されています。中小の事業者にとって、大変負担の大きい制度です。反対の声をあげていきましょう